
令和元年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

令和元年 6 月 19 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

- 5 番 赤木 貴尚 議員
7 番 久保田恒憲 議員
11 番 鵜瀬 和博 議員
9 番 音嶋 正吾 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 山川 忠久君 | 2 番 山内 豊君 |
| 3 番 植村 圭司君 | 4 番 清水 修君 |
| 5 番 赤木 貴尚君 | 6 番 土谷 勇二君 |
| 7 番 久保田恒憲君 | 9 番 音嶋 正吾君 |
| 10 番 町田 正一君 | 11 番 鵜瀬 和博君 |
| 12 番 中田 恭一君 | 13 番 市山 繁君 |
| 14 番 牧永 護君 | 15 番 豊坂 敏文君 |
| 16 番 小金丸益明君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	白川 博一君	副市長	……………	眞鍋 陽晃君
教育長	……………	久保田良和君	総務部長	……………	久間 博喜君
企画振興部長	……………	本田 政明君	市民部長	……………	石尾 正彦君
保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	永田秀次郎君
農林水産部長	……………	谷口 実君	教育次長	……………	堀江 敬治君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社外1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、5番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 赤木 貴尚君） 令和元年の1番バッターということで一般質問をさせていただきます。まさしく、最近、日本中でさまざまな事件や事故の中で子供たちが通う通学路の危険性について最重要課題だということの中で一番最初に私が当たったのではないかなと思っております。5番、赤木貴尚が通告に従い、大きく2点、質問をさせていただきます。

まず、1点目に壱岐市内に通う子供たちの通学路安全対策についてということで質問をさせていただきます。

5月8日に滋賀県大津市の県道交差点で車同士が衝突し、散歩中の保育園児16名が死傷した事故、そして5月28日には神奈川県川崎市登戸駅付近で登校中の児童ら20人が殺傷された事件と子供たちが犠牲になった事件や事故が起きました。

通学中の子供たちは、4月から通学になれていない新入学児童や生徒が学校に通い始め、子供たちが通学になれた5月から7月に交通事故が多くなります。交通事故においては魔の季節とも

言われているそうです。

文部科学省では平成25年に「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」及び「通学路の交通安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」を通告しており、学校関係者や保護者の協力により通学路の点検を行い、その結果に基づき通学路の安全対策を計画的に進めることを求めています。

現在、交通事故の死者のおよそ半数が身近な道路で発生しており、生活道路の交通安全対策の推進が強く求められています。壱岐の宝の子供たちのより一層の安全を確保するためには通学路や生活道路の歩道を整備することが重要だと考えます。そういう点を考えて細かく2点質問していきたいと思います。

まず、1点目に壱岐市内の通学路の現状はどのように受けとめられているのか。また、通学路の安全性は確保されているのかということ。

2点目に壱岐市通学路交通安全プログラムにおける整備において対策・整備された件数が平成24年度は4件、平成26年度は4件、平成28年度が4件、うち2件が事業中、そして平成30年度は1件でまだ未実施というところで、点検結果や地域の要望に対して目に見える諸対策の敏速かつ計画的な実施が必要ではないかと思うが、どのような計画で対応しているかという点についてお答えをお願いしたいと思います。執行部の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 5番、赤木議員の質問にお答えします。

子供たちが犠牲になる痛ましい事故や事件が起こるたびに胸が痛くなります。

壱岐市では、新入学児童の登下校の安全を守るために壱岐市商工青年部からは毎年ランドセルカバーの寄贈をいただいています。黄色のランドセルカバーの効果はとても大きく、壱岐市ではこのところ悲しい事故のない毎日を送っていることができます。

今年度は、さらに壱岐防犯協会から防犯ブザーを、さらにJ A共済からは黄色の雨傘を新入学児童に寄贈いただき、各小学校では早速活用をいたしております。

各小学校区では、毎日、地域の方やいろいろな組織の方が朝の挨拶を中心に立哨指導に取り組んでいただいております。子供たちに声をかけていただき、安全を見届けていただく取り組みで、壱岐市の子供たちは多くの方から見守られ、支援を受け、心身ともに健やかに成長しています。

多くの方と連携しながら見守り活動をすることは、見せる防犯体制、あるいは、見える防犯体制と呼びながら交通事故や不審者への抑止力になっており、心から感謝しています。

議員が御指摘のように、交通事故が多くなる魔の季節と言われる5月から7月は、新入学児童を初め、子供たちは登校になれたところで、人間の持っている注意力が落ちてきそうなどきになり

ます。そのことを戒めている言葉と受けとめています。

注意力が落ちたときにヒヤリ・ハットでしのげる方と何らかの事故になってしまう方があります。子供を預かっている学校の関係者はこのことを肝に銘じて日々の安全教育に当たらなければならないと教育委員会は繰り返し指導しております。

さて、壱岐市内の通学路の現状とその安全性についてのお尋ねですが、特に新入学児童の登下校のコースについては入念な点検活動をしております。どの学校も入学後のしばらくは担任教師等と一緒に下校し、危険な場所がないかの点検をしながら子供にも直接安全指導をしています。

道路で歩道が設置されている場所の登下校は比較的安心できますが、歩道がなく、白線によって登校せざるを得ない場所では神経を使っています。白線の中を歩きなさいと遠くの子供たちにも大きな声を出して、その都度、注意をし、意識づけをしています。

スクールゾーンの指定区域でも、朝、かなりのスピードを出して通る車もあり、ぞっとすることもあります。通学路に、朝、地域の方が立っていただいていることの力はとても大きいものです。学校関係者は心より感謝をしています。

議員が重視されている通学路の歩道ですが、スクールゾーンの指定区域内でも歩道を確保するのが無理と思われるところもあります。そのような場所では道路を歩く者も車を運転する者も最大の注意を払って悲劇を生まないための安全意識の維持に努めていかなければならないし、そのような指導を心がけています。

全国でたまに起こる車が歩道に乗り上げる事故への対応は不可抗力的な面がございますが、歩道がなかったらもっと悲惨な事故になっていたと考えることもできます。歩道を確保できるスペースのある場所については、そのような方向に市民の御理解が得られるように努力したいと考えます。市内の県道では歩道の拡張工事が進められていますが、恐らくこのような安全対策だと捉えています。

壱岐市教委は、平成26年度に策定した壱岐市通学路交通安全プログラムに基づいて通学路の安全対策を継続的に推進しています。その中心的な組織は壱岐市通学路安全対策連絡協議会です。壱岐市教育委員会が事務局となり、壱岐振興局、壱岐警察署、壱岐市建設部と連携をして構成し、通学部の安全対策を着実に実施しています。

その具体的な取り組みが定期的な合同点検です。通学路点検は各小学校区単位で実施し、学校から危険と申告のあった箇所を改めて、先ほどのメンバーで、さらにPTAや地域住民の代表者の方も参加していただき、合同で点検を行っています。風雨等の状況に詳しい地域の方の点検活動への参加はとても心強いものです。

各学校は、合同点検や安全対策の経過をもとに年度当初の早い時期に学校安全計画を作成し、全教職員で共通認識を図り、安全マップ等を見直し、整備をして子供たちへの指導につなげてい

ます。こういった取り組み以外にも地域の方から「危ないですよ」という連絡を受けることもあります。

今、各小学校区では学校支援会議やコミュニティ・スクールの取り組みが進み、委員になられた方から気軽に学校のほうに報告をいただきます。お知らせいただいた通学路の心配される場所や状況を校長が把握して、学校で対応できることは学校で、市教委に報告して市教委と建設部の力を借りながら対応することについては連携をしているところです。

このように、通学路については点検活動と見守りを中心とした安全対策を計画的に進めていますので、現在のところ、通学路の安全性は確保されていると考えております。

②のお尋ねの壱岐市通学路交通安全プログラムにおける整備については建設部のほうから回答をさせていただきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 5番、赤木議員の通学路安全対策、2番目の質問、壱岐市通学路交通安全プログラムにおける整備において点検結果や地域要望に対して目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施が必要ではないかという御質問でございます。

平成24年度以降、全国各地で登下校中の児童が被害に遭う痛ましい事故が相次いだことから壱岐市では通学路の緊急合同点検を実施いたしました。壱岐市通学路安全プログラムは、この取り組みを継続的なものとし、さらに推進を図るため、県下市町の中で最も早い平成26年度に策定を行ったものでございます。

壱岐市では、平成26年度以降、このプログラムに基づきまして、教育委員会、警察、各道路管理者等で壱岐市通学路安全対策推進協議会を構成し、この協議会におきまして2年に1回の頻度で通学路の点検を継続的に行っております。これまでに、平成26年、平成28年、平成30年と3回の定期点検を実施したところでございます。

これまでの点検において危険箇所や要対策箇所と判断された箇所につきましては計画的に整備を進めている状況でございまして、早急な対応が可能な小規模かつ維持的なものにつきましては市単独予算で対応を行っており、歩道整備等の多額の予算が必要となるものにつきましては、国の社会資本整備総合交付金の重点配分の対象となることから、この交付金を活用し、対策を計画的に進めているところでございます。

現在までに平成24年度緊急合同点検分につきましては33件中33件が全て対策を完了しております。

平成26年度点検分につきましては、16件中11件が対策完了、3件が今年度中に対策完了

予定となっており、2件が未実施の状況でございます。

平成28年度点検分につきましては、22件中16件が対策完了、4件が対策中でございます。2件が未実施。

平成30年度につきましては、23件中3件が対策完了、1件が対策中、残り19件が未実施という状況でございます。

未実施となっております箇所につきましては、財源の確保や地元の同意、土地の提供等が必要となることなどから早期の着手が困難な状況でございます。対策の着手に向けて継続して鋭意取り組んでいるところでございます。

今後も、通学路対策につきましては市における道路整備の最も重要な施策として考えており、今後も各関係機関と連携しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 教育長と建設部長の答弁をありがとうございました。

まず、教育長のほうで、新1年生に対しての商工会青年部のランドセルカバー、これは私自身も、そして、議員でいますが、山内議員、山川議員も青年部時代に部長として壱岐市のほうに寄贈した経験があります。

そして、近年、今年度から防犯ブザーも提供されるということで、私も過去に一般質問させていただいて、子供たちの安全が確保されつつあるなというところを確認はしております。

しかしながら、きょうは歩道について話をしていくわけですが、教育長が点検をして、見守りをして、そういう体制を整えながら安全性の確保はされているというようなお話をいただきまして、なおかつ、建設部長からは歩道の整備は最重要で取り組むべきというような答弁をいただき、改めて思いますが、私が今回なぜこのような質問をしたかということ、私個人的なライフワークというか、実は、壱岐署、警察のほうから依頼していただいて、10年ほど前から交通安全の指導を私の家の近くで行っております。

10年前当初は、週1回、毎週月曜日の立哨を務めておりましたが、ここ2年ぐらい前に子供の声かけとか連れ去り事案等があった関係上、ここ最近は、毎日、立哨させていただいております。

その中で、実は私が立っている横断歩道は、大体、平均100名ほど私は横断歩道を通しております。対象は幼稚園生と小学生と中学生と高校生です。けさの私が横断歩道を通した人数は114人でした。

挨拶して、おはようございますと言って、いってらっしゃいというような声かけをしながらや

っておりますが、盈科小学校の登校する日数というのは、年間365日中、今年度は196日間、登校するようになっていきます。

その中において、これは盈科小学校なんですけど、私の家から大体500メートル以内ぐらいに、幼稚園、小学校、中学校、高校と、そして虹の原特別支援学校とあります。郷ノ浦幼稚園が87名です、全園児が。盈科小学校が316名、郷ノ浦中学校が267名、壱岐高等学校が474名、そして虹の原特別支援学校壱岐分校の小中高と合わせて30名で、私が見える範囲にある学校の全生徒園児数を合わせると、1,474人が、毎朝、大体、朝7時から8時までの間に移動をしています。

そういう中で、私が毎日その状況を見て、はっきり言って危険だなというところを感じました。毎日、見守った目で、10年間も、私も今ごろになってこのような質問をするのも何かと思いますが、近年、このような高齢者のドライバーの運転ミスだったり、散歩中の園児だったり、登校中の小中学生の事件や事故を見て、改めて壱岐市がどのように対策をしているのかというのを調べつつ、この危険性を私が毎日見た目をしっかり皆さんに訴えていって、壱岐市として取り組むべきことを私自身が議員としてしっかり指摘をして、取り組んでいただきたいと思うのが今回の質問に至った経緯なんですけど、現状、小学校でいうと196日間、高校だともっと日数がありますが、この1,474人の武生水地区の校区にある子供たちが毎日移動している中で、先ほど歩道整備のことについてスクールゾーンのことがありましたけど、歩道を整備することだけが全てではないと私は思っております。

安全対策においては、歩道自体をつくる以外にも、歩道自体にカラー舗装、緑色に舗装するとか、あとは看板の表示とか、そういうさまざまな対応ができるわけなんですけど、私の地元、新道公民館のところには歩道がないということで、実は、平成28年の10月3日、壱岐市と新道公民館で協議をして、歩道をつくってほしいというような話を進めていきつつ、平成29年6月には壱岐市の建設課に新道地区歩道整備の同意書というのを提出しております。

これはどういう同意書かというところ、歩道をつくるためには立ち退きとかその他全ての協力をしますよという新道の住民の皆さんの同意書を取りつけて提出しております。

平成30年度の11月に壱岐市建設課から地元の新道公民館で説明が行われたんですけど、現状、地元新道の皆さんは、本当に歩道をつくるためだったら移動してもいいし、撤去してもいいし、転居してもいいというような希望を出して、皆さん、印鑑を出して押して出したにもかかわらず、現状、何も行われていない。

これは、地元の人からすると、こんな危険な状況を私たちもわかりつつ市に要望しているのだけど、壱岐市としては現状は何も動きがないということで、この状況を本当に見過ごすわけにはいかないというところが本当の気持ちだと思います。

それを私は代弁して、きょう、こうやって質問しているわけなんですけど、歩道整備といえはすぐ2メートル歩道のことをイメージされたりしますが、先ほども言うように、カラー舗装だったり看板の掲示だったり、いろんな対策があるんです。そういう本当にできることから全て始めてほしいなと思っております。

小規模の対策であれば市の予算でどうにかできるというようなお話もあるんですが、実際、今年度の予算においては、そういう要望等、危険箇所も出ながらも予算化をされていなく、現状、先ほども言いますように、多くの子供たちが移動している場においても何の対策もされていない。

子供たちの安全対策というと、いろいろ教育委員会も含めて壱岐市も取り組まれていると思います。例えば校舎の耐震化です。耐震化であれば、一つは耐震強度を数値化されて、それに満たないから耐震化をしようという一つの基準というのがあると思うんですが、やはり、この歩道とか通学路の危険度というのはどこにあるかということ、どういう数値化があるかということ、私は1,474人が毎朝通っている歩道が危険度が高いという一つの数値として捉えて、その歩道を、一つは、毎年、学校でもアンケート等を行われて通学路の危険箇所を出しているんですが、それ以外にも、壱岐市としてもこの1,474人が動いている通学路を自分たちでみずから点検して、本当に安全なのかどうか、プラス、地元から要望が出ているならその要望に対してしっかり応えるべきではないかと思っております。

それは、私が先ほども言いますように、毎日、見ている非常に危険だと。教育長が安全性の確保は見守り等でされているというお話をされましたが、私が毎日見守って危険だということです。私が毎日見ている、これは本当に危険だなと。やはりしっかり対応してほしいというところの気持ちとして、きょう、この質問をしておるところです。

思いが空回りして何と言っているかわかりませんが、一つ、新道の歩道について、きょうちょっと写真を用意しましたが、このように、わかりにくいかもしれませんが、白い線の横に電信柱があったり、住宅が近くて歩道の整備も厳しいかなと思うところもあります。

地元の要望としては立ち退いてもいいよという印鑑もいただいているんですが、例えば電柱等は無電柱化。電柱をなくす。電線自体を道路の中に埋め込むとか、そういう対策も実際できるんじゃないかと思っております。

本当に、見てのとおり、この白線しかない、人が1人しか通れないような道路を、毎日、本当に100人単位、200人単位が歩いている状況です。これは通学路危険箇所として私がPTA会長のときにきちんと危険箇所ということで提案させていただいています。

こういう緊急性がある場所を今まで何も対策をされていないということで、今後、どのような対策で、あと緊急性を持って取り組んでいただけるのかということについてお答えをいただきたいと思いますが、市長、何かお答えがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 新道地区の道路の狭隘さというのは今始まったことじゃなくて、当時、恐らく、私が思うには、あそのの拡幅ができないから私はバイパスができたんだと私なりに認識いたしておるわけです。

しかし、そうはいいまして、現実にあの道路があつて、議員がおっしゃるようにそこに多くの児童生徒が歩いているということが現実でございます。今、まさに赤木議員から御提案があつた、例えば路側帯よりも子供が歩くところにカラー舗装、例えば色を変えるとか、まさに今おっしゃった電柱のケーブル埋設等々、やはり方法としては考えられると思いますし、そこは知恵を出して、かといって、確かに移転するよという方が印鑑を押していただいても、現実的に市が単独で2メートルなら2メートルの歩道をつくれるか、これは非常に厳しさもあるんだと思います。

知恵を出し合つて、皆さんに承認いただけるというか、安全が確保できる、そういった対策をぜひ建設部を中心に、あるいは教育委員会、そして先ほどおっしゃった交通安全の協議会等々で共有していきたいと思つているところであります。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 予算的なものも非常に厳しいというところも理解しつつも質問しているわけなんです、今、現状、この危険性が目に見えた状態で、私も、毎日、交通安全に心がけながら立哨していると、この状況をどうにか変えるために私自身も議員になつたのではないかと自分自身の立場とか、そういう役目というのを再確認するわけなんです。

総合的に考えるという言葉があれですけども、通学路だけではなく、壱岐中の壱岐全体で考えると、歩道とかそういう歩く道路を確保することというのは通学路の安全対策以外にも観光客が歩いて回るための歩道にもつながるところがあり、そして例えば、市民の健康づくりで歩いてある方の安全確保だったり、健康づくりのためにもそういう歩道が必要だったり、そしてまた、近年、高齢者の運転免許の返納等もありながら公共交通機関の整備も必要ですが、そういう高齢者の方が歩きやすい歩道というのも考えるべきであつて、そういう点で総合的に考えても歩道整備というのは壱岐の島の中で大切な部分じゃないかと思つます。

虹の原特別支援学校の体にハンデがある子供たちも、盈科小学校には、最近、歩道整備も少しずつされつつ、点字ブロックもつけられて、そのような対策もされているんですが、壱岐高校にある高等部に関しては、歩道がありつつも車椅子が通りにくい部分等もあります。

これは高等部なのでまた要望等がなかなか上がりにくいところもあるかもしれないんですが、そういうところをしっかりと、壱岐の島民、そして観光の方、全てに優しい道路というのは、今後、長い目で見て必ず必要であつて、箱物を建てることよりも、実は道路の整備。道路の整備という

よりは、人が歩きやすい歩道整備というのは本当に長期にわたって計画的に、そして人が多く利用する場所を優先的に考えていくべきではないかなと思っております。

見守りについては、壱岐警察署も最近の事故や事件を受けて見守りのパトロールをされてあります。実際、壱岐署にもお話を伺ったところ、これは継続してずっと行うというところですよ。

見守り等はいろんな方たちが自助・共助の気持ちで対応されていますが、壱岐市の取り組みはしっかり目に見える形としてぜひ行っていただきたいと思っておりますし、今後、今回を機に私もしっかり要望していきたいと思っておりますので、ぜひ協力をしていただきたいなと思っております。

通学路の安全を確保することは生徒児童や壱岐市民が安心して学習や生活する上で絶対、大切なことだと思います。安全確保は行政の責務であり、登下校中の事故や生活道路としての事故は決してあってはならないし、事故が起こり得る環境があるならば直ちに改善すべきであって、壱岐の宝の子供や壱岐に住む人々を悲惨な交通事故から守る対策を全力で早急に行っていただきたいと思っております。今後もしっかり要望していきますので、対応をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に移りたいと思っております。

2点目は、内容もがらりと変わりました新しい食品表示の制度についてということで、食品表示法についての質問をさせていただきます。

食品表示法については、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法により別々に定められていましたが、食品の一般を対象とした情報提供の制度が複雑でわかりにくいとされておりました。

このため、消費者庁を中心に食品表示の一元化について検討が進められ、3法の表示に関する内容をまとめた食品表示法が平成25年6月28日に交付され、平成27年4月1日に施行されました。

生鮮食品については平成28年10月1日から、加工食品については令和2年4月1日から新制度での食品表示となります。新制度への完全移行までの猶予期間が令和2年の3月31日までと。令和2年の4月1日以降に製造された食品に旧基準の表示を行うと食品表示法違反となり、回収命令等の対象になることがあります。

壱岐市においては多くの生鮮食品や加工品があり、壱岐産品の信頼性を高めていくためにも食品表示の適正化を推進しなければならないと思っております。ということで、3点、質問します。

まず、1点目に、壱岐市内において加工等をされて食品表示の対象食品の数はどれくらいあるのか。2点目に、壱岐市内の事業所への情報提供はどのように行っているのか。3点目に、壱岐特産品の食品表示法違反を防ぐための具体的な対策はあるのかということで執行部の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 5番、赤木貴尚議員のただいまの御質問について農林水産部のほうで答弁をさせていただきます。

さて、食品表示に関しては、議員がおっしゃるようにこれまで複数の法律に定めがあり、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律を一元化し、よりわかりやすい食品表示制度をつくるために平成27年4月1日に食品表示法が施行されました。

この新法に基づく表示の完全移行までの猶予期間は、生鮮食品は平成28年9月30日で期間終了、加工食品は令和2年3月31日となっております。よって、生鮮食品については平成28年10月1日から、加工食品については令和2年4月1日から新制度での食品表示となります。

そこで、新制度の食品表示をしなかった場合、例えば原産地等の虚偽の表示をしたりなど、いわゆる食品表示基準を守らない場合にはどうなるかと申しますと、国の所轄大臣または国から権限を委任された機関が立入検査を実施し、その結果によって、必要な指示、そして命令がなされ、命令に従わない場合は懲役や罰金に処せられることとなります。

まず、1番目の御質問の壱岐市内において加工等をされ新食品表示の対象食品の数はどのくらいあるのかということですが、新食品表示の対象となる食品を扱う業者は、保健所に申請を行い、許可を得るようになっておりまして、壱岐市内においては、その表示指導対象施設といえますけれども、その届け出が417施設となっております。

なお、対象食品数については、各施設ごとに複数ありますので、数としては把握できていないところでございます。それぞれ1品ずつあれば417品あるということになります。

2番目の壱岐市内の事業所への情報提供はどのように行っているのかにつきましては、平成27年4月1日に施行された食品表示法に基づく新しい食品表示制度の周知を図るため、食品関連事業者を対象に平成27年10月27日に壱岐の島ホールにおいて県主催によりまず説明会が開催されております。

また、平成29年9月1日から食品表示基準の一部が改正され、新たな加工食品の原料・原産地表示制度の周知を図るため、食品の製造業者及び販売業者を対象に平成30年1月23日に壱岐の島ホールにおいて県主催によりまず説明会が開催されております。

また、平成27年度から、毎年、食品衛生協会が開催する食品衛生責任者講習会の中でも説明されておりまして、今年度の食品衛生講習会は、翌年、明けてから2月に開催を予定されているということでございます。

3番目の壱岐特産品の食品表示法違反を防ぐための具体的な対策はあるかとのことですが、壱岐市としては、県知事が行う立入検査の権限移譲を壱岐市が受けております。

食品表示法違反を未然に防止するとともに、壱岐産品の信頼を崩さないよう、県と情報を共有

し、権限委譲による市内417施設について、今後、年度別に計画により巡回調査を行っていくこととしております。

方法につきましては、食品表示のうち品質事項については市が権限移譲を受けているという状況でございまして、その中の衛生事項、保健事項については保健所が担当されておりますので、保健所と一緒にしましてこの巡回調査を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 今回、一番最初は歩道の質問をして、次に何でがらっと内容も変わって食品表示について質問したかというのと、この食品表示法については、今後、しっかり壱岐の島の特産品を本当に守るために行政が主体となって、指導というか、告知と指導、そして正しい食品表示を指導してほしいなと思っております。

なぜならば、近年、壱岐の食材も壱岐商社等を通じて島外に出て行く頻度が非常に高くなっております。その中で島外に壱岐の特産品が出ていくと、食品表示法が間違っていると指導の対象になってしまって、せっかく壱岐の島で皆さんが加工して壱岐の島をもっと発信しようと思って頑張っているのが本当にできなくなってしまう可能性もあると。

そういうものの情報が、県の主導で今まで2回ほど、そういう勉強会等をされているのもわかっておりますが、壱岐市ももうちょっと細かくそういう点をしっかり周知していく動きをしたほうがいいのではないかなと思って、今回、質問させていただきました。

他市においてはホームページ等でも食品表示法について各市町で取り組まれてあるところもあります。ホームページが全てではないですが、ホームページの情報発信等、あとは改めて回覧とか、そういう紙ベースでもいいですので、改めて周知をする等、行っていただいて、食品表示法違反が壱岐の島から出ないようにしっかりそこは市としても取り組んでいただきたいなと思っております。

先ほども言いますが、せっかくの壱岐の特産品が間違った表示等で、厳罰というか、最初は注意が行われるわけなんです、そういう対象にならないようにみんなで見守ってほしいなと思います。

食品表示法の内容においては、加工品等においては栄養分析等も必要になったり、あとはさまざまな費用も別にかかってくる可能性もあります。そういう点においても、細かな指導、そしてそこに手助けができるようないろんな施策を考えていただきたいなと思っておりますし、食品表示の、ラベラーとって、機械とか、そういうラベルとかの表示も非常に費用がかかります。

せっかく本当に壱岐の特産品をおいしく食べてもらいたいなと思って小さく事業をされてある方にとっては非常な負担にもなるところもありますので、そういうところも何か行政としてできるところがあればしっかり手助けをしていただきたいと思いますし、そういう何か補助制度があればそういうのもしっかり周知していただきたいと思います。

最後の点に関しては、これ以上、答弁は要りませんが、壱岐の特産品がしっかり守られて、全国、そして世界に羽ばたけるように後押しと手助けをしていただきたいと思いますということを要望して私の一般質問を終わりたいと思います。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、7番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 久保田恒憲君） それでは、7番、久保田が一般質問をさせていただきます。

今回は3点ほど用意しているんですけど、1点ごとに中身の濃い議論をしたいと思いますので、私が質問したことに対して、こういう質問でございますねというような重複した回答はぜひ控えていただきたいと思います。

今回、本当に市民の声をいただきまして、私自身、非常に反省した点があります。そういう意味も含めて3点ほど質問させていただきます。

1点目、タイワンリスの被害と駆除の徹底をということで、壱岐島内全域でタイワンリスによる被害が出ています。発生時からの被害状況と駆除の成果を見せてくださいということで、その成果をもとに今後の対策を聞かせていただきたいと思います。

被害状況と駆除の成果ということでいえば、ホームページを調べておりましたら、農林水産省のほうの野生鳥獣による被害状況、平成20年度の分が平成22年度3月版ということで出ておりました。その中に出ていましたので、それ以降、平成21年度からこれだけのリスを捕獲しましたよということをお示しいただければいいと思っております。

それから、続けて、それに基づいて対策ということでお答えいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 久保田恒憲議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産

部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 7番、久保田議員の御質問にお答えいたします。

タイワンリスの被害捕獲頭数でございますけれども、このタイワンリス捕獲を始めました平成14年度からでございます、そのデータを持ってきております。

5年ごとぐらいに申し上げますけれども、捕獲開始年度14年度から平成20年度、これは6年間でございますけれども、2万9,750匹、それから平成21年度から平成25年度までの5年間でございますけれども、これについて3万3,264匹、平成26年度から平成30年度までの5年間で5万7,426匹でありまして、17年間で合計12万440匹ということになっております。

平均いたしますと年間7,085匹となりますけれども、ここ5年間では年間平均1万1,485匹ということでございます。とりわけ昨年度が最も多く、1万6,300匹ほど捕獲されております。

簡潔にということございましたので、その対策でございます。被害額等については農業共済通知等を優先することとなっております、被害額そのものについては特に被害額としては数値にあらわれておりません。そこで対策といたしまして今後考えておりますのが、本年度から新たに2点、計画をいたしております。

1点目は、専門家による捕獲技術の講習会を開催する予定といたしております。これは、市民の皆様から「どこでどうやって取ったらよいかわからない」「餌は何が効果的なのか」といった捕獲に関する質問が多く寄せられているところでございます。

熊本市にあります森林総合研究所の森林動物研究グループから専門家を招聘し、専門的な見地を踏まえて捕獲技術の向上につなげることを考えているところでございます。日程が決まりましたら市民の皆様への周知をさせていただきたいと考えております。

2点目につきましては、捕獲数を徹底管理し、よりきめ細かな生存分析と調査を行うものでございます。受入をしているタイワンリスが島内のどこからどの程度捕獲されているのか、もちろん捕獲活動をされている市民の皆様のご活動の範囲にもよりますが、そうしたことをより綿密に調査し、対策を講じていきたいと考えているところでございます。

今、実施主体では、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会におきまして毎年5月下旬に捕獲した有害鳥獣の慰霊祭を行っているところでございます。昨年度より参加者に関係機関に加えましてタイワンリスの捕獲者の皆様にも参加いただいております、これまでなかなかできなかった捕獲者同士の情報交換やネットワーク形成も今できている状況でございます。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） なぜ私がこの問題を取り上げたかといいますと、タイワンリスを捕獲するのに一般住民の方の御協力をいただくと。どういうふうになっているかという、昔は尻尾とか言われていたんですけど、今は、わなで取ったリスそのものを殺して、その死体を持って行って、それによって700円とかいうのをいただくと。

私たちの年代といいますか、から見れば「そうか。いいアルバイトやな」ぐらいにしか思わなかったんです。ところが、市民の方から「とてもじゃないけど、そういうことはできません」と。女性であったり、高齢者であったり、ましてや「取ったものを殺すなんてことは、とてもじゃないけど、できません」と。

「水に浸ければ死ぬらしいですよ」と。「水に浸けて殺すんですか」ということを言われまして、それは、とてもじゃないけど、できないと。どうか違う方法で対策をとってもらえませんか」と。

被害状況もかなり出てきています。それで、私も、そうだなと。考え方によっては、現在の時代では、ちっちゃな虫にも小さな命が宿るとかいう命の大切さを教えているこの時代に、リスを取って水に沈めて殺して、それを市民の協力の対策と言って、それはやはりちょっと違うかなと思って、もちろんお一人の方だけじゃなくて多くの人に御意見を聞きました。

やはり言われました。「それは俺たちやったら構わないけど、家族もいるんだよ」と。若い家族にとってみては「そういうことはやめてくれよ」と。例えば、たたりじゃないですけど、そういうことがあるかもしれない。

そういう意見をもとに市の担当部署に行きました。そうしたら「最近では供養をしていますよ」ということで、それはまた一つ前進だなということで、そういう御意見をいただく方には「市のほうで供養してもらっているんですよ」と言っても、やはり「そんな問題じゃない」と。「そういう残酷なことを市民に任せるとするのは、それはおかしいですよ」ということを言われたので、そうだなと再度思っこの質問をしました。

その中で、タイワンリスの生態とか、和名はクリハラリスですか、私もそれなりに少し調べて、そして農林水産省のホームページの中にある先ほど言いました平成20年度の被害状況に基づく平成22年度3月版という中の資料を打ち出しましたら、もう既に壱岐市のことが書いてあるんです。

その中で、長崎県壱岐市、ちょっと読んでみます。

「壱岐市ではタイワンリスによる農林業被害が増加したことから、平成14年度から壱岐地域鳥獣被害防止協議会が地域住民にはこわなを貸出し、住民参加型の捕獲体制を推進している」と。

「はこわなは平成19年度までに約1,500個が貸し出され、平成19年度には約4,300頭が捕獲されている。また、大学と連携したタイワンリスの生態調査も行っている」という表示がありましたので、現時点で専門家を呼んで住民に説明をする。おい何年たっているんだと。

そういうちょっと取り組みの甘さがあるんじゃないかという考えに至りましたので、やはりこの時期に載っていましたが全国的な被害の場所、壱岐市も含めて、東京の大島町というのがありまして、そこがその当時から挙がっていました。福江も挙がっていました。

福江に電話して聞くのは、多分、市の担当者も電話ぐらいして状況は密に連絡をとられているのではないかと思いましたが、東京都の大島町のほうに連絡しました。どうなっていますかと。平成22年ぐらいの状況で大島町も大変だと。

農林省の人に成果が上がっているところはないかという質問をしたら、熊本県宇土市は成果を上げていますよという回答をいただきましたので、宇土市のほうに電話をしました。その状況だけをちょっと御報告したいと思います。

大島町、同じ時期に、ほぼ、リス被害が発覚して、伊豆七島ってあるんです。私、東京にいましたんで少しは知っているんですけど、人口約8,000人で伊豆七島の中の大きな島です。面積は91。いいか。

要するに人口で壱岐の3分の1ぐらいです。面積で7割近く。

平成20年度から東京都の補助金で捕獲を続けて、毎年8,000匹程度捕獲と。生息数を業者に依頼して調べたら16万匹。さっきなんかトータルで取れた壱岐の頭数と一緒にですね。今、1匹500円で引き取っているが、効果的対策を模索中。

昔のさっきの平成22年度の農林省のホームページで第4章基礎知識の中に初期対応の重要性「タイワンリスは昼間活動し、独特の大きな鳴き声を発するため、比較的その存在を確認しやすい」と。

「タイワンリス対策では初期初動の迅速性が重要であり、生息や被害が確認された段階で、すぐに捕獲作業を開始することが重要である。これまでの事例では、被害が出始めるころには、既に生息密度は高くなっており、分布も拡大し始めていることが多い。地域住民に対してタイワンリスへの理解を深めるための普及啓発を常に実施し、地域ぐるみで対策を実施するよう、意識を高めていく事が重要である」。

もう既に農林水産の過去の資料においてこういう基礎知識があって、その中に壱岐市では既に被害が出ているから対策もとっているということが載せられています。ということは、農林省がこの調査をしたときには、当然、壱岐市が綿密に調査して県に上げて、地方統計局か知りませんが、それで農林水産省と行っていると思いますので、この時期に既に危険性というものわかっていたのではないかということに気づいたわけです。今後の対策に生かしていただきたいと思

ってこういう状況をお話ししております。

先ほど言いましたように、大島町では手が打てないと。もうほぼ、自分たちの現在の状況では対策がどうしていいかわからないので、もう一回、綿密な対策をとろうと思っただけのことでした。多分、壱岐市と同じ状況です。

じゃあ、駆除の成果を上げている熊本県宇土市、そこに電話したら、ほぼ取れなくなっているから、成果は物すごく上がっていると。どんな取り組みをしましたかと言ったら、現時点から6年ほど前から2名の専従者を置き、取り組んだところと。もちろん、そこにはいろんな取り組みがありましたけど、一生懸命、取り組むための要望書などが出ていました。そういうことです。

熊本野生生物研究会が2012年3月9日に「タイワンリスを宇土半島に封じ込めるための緊急対策の要望書」とかいうものを出して、市も県も動いて今の現状になっていると。

宇土市の担当者に聞いたんです。「壱岐もタイワンリスがひどいんですけど、壱岐から何か問い合わせがありましたか」と言うと「なかったと思いますけど、私たちのほうからは壱岐に問い合わせをしたことがあると思います」ということで。

宇土市はチラシをつくっています。「宇土半島からタイワンリスを根絶しよう！」というようなチラシの中で、タイワンリスはとにかく繁殖がすごいからということで、物すごいタイワンリスの繁殖力、日本では爆発的に繁殖、最高で一度に4頭、年に3回出産する。

「他県では大変なことになっています。長崎県壱岐市や東京都大島町では、毎年、数千頭以上が捕獲されていますが、住民の方々は、それでも数が減ったようには感じないそうです。壱岐市ではスギ、ヒノキの幼木が、大島町では特産の樺が、深刻な被害を受けています。放っておけば熊本も危ない！」ということで、集中的に取り組んでる。

その担当者は「何が成果があったかわかりませんが、多分、初期対応がよかったんじゃないか」ということで、ほぼ宇土半島ではタイワンリスは減ってきて成果がめちゃくちゃ出ているということです。

ですから、今後、取り組んでいただくときに、私も住民の意見を聞いて私もかごを借りに行きたけど、ないと。1月か2月だったかな。問い合わせしたら「今、貸し出ししてしまっているんで。新年度は要求しますから」と。

「新年度、要求したら、入ったら教えてくれよ」というような話をしたんですけど、近所の方が同じくかごを借りに行ったら「もうことは出せない。入ってくるのは10月だよ」と言われたと。「おい。新年度が始まって10月やったらもう終わるんじゃないか」というようなことで、私も営農センターとかに行ったら、先ほど部長が言われたように、新しい対策が決まったと。ほぼ、それでいきますと。ですから、今、貸し出しはとまっています。かごの買い取りをしていた

だいて、やってみよう。経費も大変だからというふうになっているようです。多分、これは一般の方々はまだ御存じじゃないと思います。

これが小型のほうの。ネズミ取り器みたいですけど。これを今まで貸し出されてきました。ちっちゃいのおっきいの。貸し出し品がないから私もどうしようかと思って、近所の人にきのう電話して借りました。大丈夫ですよ。ちゃんと殺菌処理していますから。洗ったのをまた処理していますけど。

問題は、これを購入するとメンテナンスが大変らしいんです。というのは、餌をつける部品、これもすぐいかれるそうです。それから、ここについているばねも弱かったりなんかするそうです。

結局、手の器用な人は自分で部品をつくったり、ちょっとばねの位置を工夫したりして何とか逃げないようにするけど、既製品だけでは、取れたときに取れているなと思って1匹取っているときにほかのリスがばばばと逃げるリスもおるらしいんです。というのは、弱いところをリスのほうで学習しているかもしれないんです。

そういうことで、これを売って、あるいは買って、果たしてどれほどの効果があるのか。市民の人々の意見を集めた上での対策だったのかということも非常に疑問なところですよ。

そこで、今後、もしそれで行かれるならば、もちろんそれでやられるしかないんですけど、多分、根絶というか、減らすのは現状では難しいと思います。ですから、現状で物すごい減らして「壱岐市はすごいな。すごい取り組みをした」という方向をぜひ目指していただきたい。そうしたら全国的にも有名になると思います。

もう一つは、先ほど、ちょっと後ろのほうからご意見をいただいたんですけど、逆にリスの島にして観光資源に生かしてはどうかという意見もありました。でもこれも全面的ということじゃなくて、一つの山をそういうふうにしていかせられたほうが早いのかも含めて、ぜひリス対策はとっていただきたい。

被害は出ております。一番短いところではケーブルテレビ、やられましたよね。もちろんカテシとかいろんな被害がありますが、ちっちゃなリスから本当に壱岐の文化を壊すような被害が出てくるかもしれないんです。そのところをぜひしっかりと考えていただいて対策をとっていただきたいと思います。この件に関して回答があれば。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいま、いろいろと御提案がございましたけども、まずもってタイワンリスについては特定外来生物ということでございまして、それに認定がなされておりました。餌づけとか飼育とかそういったことはできないということになっております。

壱岐市といたしましても、特定外来生物ということで防除をするということで認定を受けまし

て駆除しているところでございます。これは、一般の人が駆除をできるのは特定外来生物の防除の認定を受けてやれることができます。それからもちろん有資格者の方も猟友の資格を持ってある方も当然駆除することができるところでございます。

そこで今後の対策の中では、いろいろと宇土市、それから先ほど大島町とか出ましたけども、そういったところの情報等は当然仕入れておまして、宇土市とか五島とかで講師をなされた方を今回呼びして、もう既に初期対応というのは当然難しいところなので、今後の対策としてどうしていくかというのを今後捕獲技術の向上とかに向けて研修していきたいというふうに考えているところでございます。

また、五島市においては、今、余り奥に立ち入らない、山奥、そういったところも捕獲に回っているというところも聞いておりますし、地域で取り組むといったこともやっているというところも聞いておりますので、そういったことを検討の中に入れて今後対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 後手後手に回っているのは間違いないのでぜひ捕獲した住民の意見も研修会等で集めて対策に取り組んでいただきたいと思います。

2点目、単身世帯にも住宅助成金をということで、公営住宅には特例以外の単身者は入居できません。壱岐島内で独立して働く独身者や単身世帯にも何か住宅手当等でもいいですからできないかなという要望です。

ここに書いておりますように、Iターン、Uターン者と同じようにと、島内にとどまる単身者にも早急な助成を求めるところでは書いてはありますが、事前に壱岐市のほうから資料をいただきまして、壱岐市が取り組んでいる壱岐市就職支援事業の中で、高卒等、卒業して地元企業に入ったら企業にも個人にも手当があるんだよというようなことは調べておりますので、この件についてはまた市報7月号にも掲載するということですので、しっかり周知していただければそれで構わないと思います。

ただ、いろんなケースがありますから。壱岐の中で、例えば島の人が本土に来て仕事をしたい、もちろん本土にしか就職先がありませんから。しかし、御存じのように、島専用の住宅というのも満杯です。そうじゃないところに入ろうとすると、公営住宅は当然普通の人は入れません。そうすると、そうじゃない民間の住宅に入った場合に大きな企業であれば住宅手当はあるんです。どのくらいのちっちゃい企業で手当があるかというのは調べておりませんが、できればいろんなケースがあっても壱岐市で働く人、その人が家で住むんじゃなくて、やはり自分の家は出ても単身で住まいを求めて、そこに住まいながら壱岐市で働きたいという方にはぜひ広く何かそうい

うものがないかという要望です。

新しく先ほど支援事業がありましたけど、新しい卒業者じゃなくても、古くても途中から働いたり、あるいは転職したりすることもありますし、ぜひともここで本採用とかありますけど、間口を広げて出ていく人を防ぐ、入ってこい入ってこいで新しい人は出ていくなというけど、そうじゃなく、今まで働いている人も含めてこの制度をぜひとっていただきたいと。

御存じのように、壱岐の企業はおっきな企業はありませんので、壱岐独自で本当に単身者でも壱岐で働けばしっかりとした、少ないだろうけど住宅手当とかそういうものが出るんだよという取り組みは本当に必要だと思いますので、この点は簡潔に今後進めたい。あるいは、無理だというような返答で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、久保田議員の御質問にお答えします。

復唱するなということでしたけど少しだけ復唱させていただきます。

単身者に対する公営住宅の入居につきましては、過去にも御質問がございました。市営住宅への入居資格は住宅条例第6条で定めておりまして、議員が言われるように、特例以外では単身者の入居はできないということになっております。

そこで、Uターン、Iターン者と同様にということでございますので、U・Iターン者に対する助成事業の主なものを述べてみますと、第一に引っ越し費用、2番目に住宅の取得費用、これは新築でも中古でもあります。

それから、1年間に限り1万2,000円以内の家賃補助がございます。これは転入者に対する直接補助でございますが、その外にも御存じのように、昨年からはまりましたU・Iターン者の方に住居確保のために建設された部屋数の半数以上を市に確保すること、それから家賃を4万円以下にすることなどを条件として、民間住宅建設補助金をやっております。

そういった中で、私は壱岐に、この事業を市の確保分、その残りをそういった単身者に向けて情報を開示してそういう住宅がありますよということをぜひ皆さんに御活用願えればなど。そうすれば、間接的にはございますけれども、市が補助したということになると思っています。

ただ、4万円という金額が高いかどうか、その辺には少し問題があるとは思っておりますけども、今U・Iターン者用につくっております建設補助金、その住宅を島内に残る若者に提供したいというふうに思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） どちらにせよ情報がなかなか行き渡っていない。先ほど言われま

した若者という基準がちょっと曖昧なので、いいんじゃないですか、若者じゃなくても。どうでしょう、市長。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ついつい若者と言いますが、単身者というふうに訂正いたします。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 了解しました。

どちらにしろ、もしこの放送を聞かれている方、あるいは、私らも含めて、そういう方がいらっしやったら、ぜひ個別に条件が合うのかということも市役所に訪ねて、なるべく該当する方を拾い出して壱岐にとどまっていただけのように取り組んでいきたいと思います。

以上で終わります。

それでは最後にスクールバス制度を見直す時期ではないかと。壱岐市は新たな交通網の整備の中でスクールバスへ一般の人も乗れる混乗を検討しています。

しかし、その前に統合されていない中学校地域、今まで何回も出ていますスクールバス、通学距離が遠い生徒がスクールバスに乗れるような制度に改めるべきではないかという意見です。全島的にバス、交通網の整備をしている中で中学校のスクールバス、制度的にもう6年以上経過していますかね。そこに手を加えないで全島的にと言えるのかどうか。

そこではっきり、もう一回統合されていない、とにかく生徒の遠いところはスクールバスに乗せるように制度を改めてはいかがですかというのが今回の質問です。

そこで私も当事者でもありませんでしたし、当時、統合されたときの。いろんな市民の意見を聞きました。それをもとに回答をお願いしますね。

パーセンテージとかはいろいろ面倒くさいので、100名の人に聞きました。団体、グループ、8グループ、96名です。どこだと後から言われましたら詳細に答えますけど。

それ以外にも個人的に聞きました。個人的に7人、合計103人に聞きました。一般の私が聞くグループの人たちは御高齢の方が多いので、壱岐市がこういうことを考えていますよ、スクールバスがあいている場合は皆さんも乗っていいような制度を考えていますと言ったらありがたいと言われました。それはよかったです。ですからこれは100%です。

しかし、そこに今まで乗れなかった、統合されていない中学校の生徒は今まで通り乗れないんですけど、それでもいいですかねという現実的な問いかけをしました。そうすると、ほぼ90%がそれは生徒が優先やろうという答えをいただきました。一般の人たちはそういう認識です。

個人の人にももちろん聞いて「それは中学生が優先たい」という回答をいただきました。スクールバスを偶然見かけて中学生が2人おりてきたんです。その人にも聞きました。

最初は意味がよくわからなかったみたいですけど。大人の人と一緒に乗っけるのは、ええっと

いう表情をされましたけど、「あいていればという話だよ」と。それと友達で今乗れていないけど遠いところの人を乗せるようにということはどうかと言ったら「それはぜひ乗せてくださいと。2人で100%と言ったら、ええっと言われるかもしれませんが子供たちはそうなんです。

あるところで聞いたら面白い答えが返ってきました。じゃあスクールバスの該当者じゃない子供と一般住民がそこにおいてそうしたら一般住民だけ混乗させて生徒は残していくのかと。ええ一っと。やはり多くの人の意見を聞くもんだなと思った次第です。

いろんなそういう話の中で、教育委員会に対するご意見もありましたけど、厳しい意見を受けました。でも、それは厳しい意見を受けたということだけにとどめさせていただきたいと思いません。

一般の人たちの意見は私が聞いた限りではこうです。本来ならば、統合されて今スクールバスを利用されている人たちの保護者、あるいは、子供たちの意見も聞くべきだと思います。しかしこの一つの一般質問のこの提案をもとにそういう人たちが家族で話し合える機会ができるとしたらその中からまたいい答えが出てくるのではないかと思っているわけです。この制度はもう変えたらどうですかという問いに関する答えを簡潔にお願いします。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 7番、久保田議員の御質問にお答えいたします。

10中学校があるときのそれぞれの壱岐市の通学距離は6キロメートルを超える生徒はおりませんでした。統廃合することによって6キロメートルを超える子供たちが出るためにその統廃合に歩み寄っていただくためのスクールバスが導入されたことの経過をまずお互いにしっかり理解したいと思えます。

スクールバスに乗せる生徒をどうするか、その統廃合に入るときの準備会で7回から8回の熱心な協議がそれぞれの校区の方でなされてきました。その範囲を決めることが大変難しかったということになり、結果的に落ち着いたのが現在のスクールバス運営規則でございます。

簡単に言いますと中学校規模適正化により校区が新たになった生徒の利便を図るために運行するという事で乗る生徒が決まってきたということになります。

1年半過ぎた24年の12月にも改めて各校区からの代表者を集めたスクールバス検討委員会を持ち、論議を重ねました。そのときにも議員がおっしゃる、遠い距離の生徒を乗せてはどうかという話も持ち上がりました。その前に校区が新たになった生徒を乗車させることは納得しよう。その次に、今のお話のように、遠い距離にある生徒も乗車させてもよいのではの考え方でいろんな視点で検討されました。遠い生徒の範囲、どう定義するかということになります。数値で表して例えば4キロメートル以上とするのか、3キロメートル以上とするのか。その辺での論議

が多くなされたところですが。そういう中で、最終的に統合されていない地区の代表として出られた保護者の方が次のような意見を言われて検討委員は納得しました。

私たちはもともとスクールバスがなかったのだから、今のままでいいです。

新たな線引きの妙案がない中でのこの言葉にひとまず落ち着いて、現在も来ていることになります。

おっしゃる、制度を見直したい気持ちにもなりますが、まずは私が常々申し上げてきたことは、母校をなくした子供たち保護者地域の方々のお気持ちが少しずつ緩やかになり、もうそろそろそういう形の中でA中学校の一つの校区として乗車させる生徒の範囲を見直してよいという気持ちになっていただくと、スムーズにそのお気持ちを越えて制度の検討が進むことになろうと思っておりますが、今のところ、教育委員会のほうにそのような声が届いていないということになります。

ちなみに、芦辺中学校が今度新しい場所に移る場合の説明会を重ねてきました折にも、今度は旧那賀中学校校区の子供さんたちは、スクールバスではなく徒歩通学を原則とした形になりますよという話を検討会議でいたしました。それについても特段異論はない形でこれまでの制度を進めてもらっていいよというお気持ちでございました。

よって、地域の方々の気持ちがまだ熟していないと判断している今では、この検討委員会を再度立ち上げてもどこで線引きをするかで同じような悩みを抱えられるだろうと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 納得された、24年ですか、保護者の。スクールバスがなかったのだから、私たちの時代は。だからそのまま歩いていってもいいんじゃないかと。そのときはそうでしょうけど。

いいですか。スクールバスがあるから混乗ということは今壱岐市のほうは全島的な交通網の整備の中でやろうとしているんです。そうすると、全島的な整備の中でスクールバスを混乗で活用しようとするんだったら、今までのその規則そのものに触れないでやろうという考えが私はわからないんです。ですから、制度そのものではなく、一般住民のシンプルな意見をきょうご披露したわけです。

本当に全島的なバス、交通網の整備が本当に必要な時代です。そうしたら、そういう必要な時代にスクールバスがあるから活用しようとする中で、その6年か7年前の、それはもちろん厳しい選択をされたでしょうけど、それを触らないで全島的な交通網の整備かというのが私は引かかるんです。それも含めて提案して、以前の中学校のスクールバスの制度はずっと守り続けるんだという市民住民の意見が大半であれば、それはそれで構いません。

壱岐市が全島的な整備の中でスクールバスの混乗を考えようというふうに言ったから、じゃあスクールバスの制度そのものにも手をつけたらどうですかという提案をしているんです。

一切、手をつけるつもりはありませんという、今のそういう判断であれば、それはそれで構いません。ですから、市民がそれを受けて、賛成派、反対派、いろんな人の動きが出れば、それはそこで一步前進だと私は思っております。

ということで、私は市民の人の意見、もちろん、私の意見が正しいかどうか、ひとりよがりになっているのではないかとということで、チャンスがあればいろんな市民の意見を参考にさせていただいております。

それをもとに、壱岐市の教育委員会としては、その程度ではということであれば、また次の動きをするか、あるいは、市民の方々の動きを待つかどうか。それも市民の人々の意見によって、私も考えていかざるを得ませんが。

再度、確認です。新たな交通網の整備を考える中でスクールバスの混乗を考えるけど、一番最初に決めた統廃合による中学校のスクールバスの見直しはしないということでもいいですね。

○議長（小金丸益明君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 1回目の回答の中で交通網整備の中の混乗について触れることを忘れておりました。申しわけございません。混乗というこのことの意味はどこまで進んでいるのかという点で、これはまず先に混乗をするということが決まっているというわけではありません。壱岐市の交通網整備の中の一つとして、スクールバスについての混乗について教育委員会に相談がありました。お尋ねがあり、検討しているところでございます。

「現在のスクールバス運行制度のルートの中で御利用いただける方があれば空席の部分について混乗というのは検討されることとなります。できるでしょう」というお答え方を今はしております。

大きくルートを変えるわけでもなく、場合によっては最終地点から少しだけ延長するというところで市民の方の利用が可能になることは検討することはできるでしょうねと。

あとは、朝の時刻等、子供たちの学校への時刻もありますので、2つ3つの空席の部分でどのような利用が具体的にできるか、停留所の変更等も含めて当然入ってきますので、その辺でまずはスクールバスは現行の運行制度の中で運行します。そして混乗を希望される方がありましたら、可能に検討していきます。そういう形で今はおります。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 先ほど言いましたように、混乗について、教育委員会のほうに壱岐市としても投げかけているよというような話を聞きましたので、私はその時点で、じゃあスクールバスの最初の規約そのものにもこの機会に踏み入っていったほうがいいのではないかと

うことで、今回の質問をさせていただいたわけです。

教育長の考えはわかりました。ひょっとしたら、混乗が先で、あとは、今度の今までの乗せない生徒を乗せる機会ができてくるかもしれませんからね。

現時点では、一般市民はスクールバスだから中学生が優先たいというこの普通の意見が多かったということを申し上げまして、余り中身のある議論にならないので、前進しないのでこれで終わりたいと思います。

以上です。

[久保田恒憲議員 一般質問席 降壇]

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、11番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

[鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇]

○議員（11番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、11番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。

昨夜、新潟県におきましては震度6強の地震があり、多くの方が被害に遭われております。心から御見舞いを申し上げます。そういった災害の起こった時に、一時避難場所。そして、また、火災時あたりの延焼防止などの役割を果たす地域にとって欠くことのできない場所となっております公園の整備充実について一般質問をさせていただきます。

行政報告でもあったように、壱岐子どもセンターの改善、充実については、4月よりセンター長、看護師、保健師の正規職員を3名配置し、嘱託職員を新たに1名採用。職員体制を強化され、人手不足で休止していた子育て支援事業も再開をしております。

今後は、関係機関との連携強化し、職員のスキルアップを図りながら、療育や子育て支援事業などの充実に向けて努めていくとのことでした。また、石田幼稚園、石田保育所を一体的に運営する壱岐市初の幼保連携型認定こども園として、石田こども園を4月1日から開園し、今までの保育事業に加えまして、就学前の3歳以上児の幼稚園教育の実施と保育環境の充実を図り、幼児教育保育の量と質を拡充するとともに、既存の保育施設と新しい園舎を活用することにより、待機児童の解消に向けて取り組まれております。

また、合わせて、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供、園庭開放を行うなど、地域の子育て支援の充実を図り、待機児童解消に必須となる保育士の確保に向けては、県などと関係機関と連携を図り積極的に取り組んでいくということでした。また、本年10月1日から始まります幼児教育及び保育の無償化については、3歳から5歳児については全世帯、0歳から2歳児については住民税非課税世帯が対象とされ、認可保育所等の保育料などが無料になることなど、国、県、市と子育てに関連する財政的支援をはじめ、子育て環境も少子化に歯どめをかけるべく充実、整備されてきております。このように、子どもを預かる施設については、少しずついい方向へと改善をされてきております。

ところが、一方、日曜、祝日の子育て環境についてはどうでしょうか。特に、市内各所にある公園の遊具や施設については多くの子どもたちや家族連れ。春、秋には小中学校の遠足。授業の中でも利用されていると聞いております。しかし、老朽化等により危険な遊具については撤去をされており、その後、新しく遊具の設置はされていない所もあります。

新聞によると、最近の子どもは、外よりもテレビゲームなど家で遊びインドア傾向が強くなり、体力の低下や視力の低下、コミュニケーション力不足など社会問題となっております。子どもたちが遊びの中で社会性を身につけたり、体力向上のため外で遊んだりすることは大切だと考えております。子どもが安全安心して遊べる公園の整備、充実させることこそが子育て環境のさらなる充実へとつながり、行政として重要と考えております。

そこで、5点について質問をさせていただきます。

現在、市が管理している公園数と所管課の内訳とその目的についてお尋ねをいたします。

2点目、老岐市公共施設等総合管理計画で実施した公園に関するアンケートでは、52%が現状維持を希望され、今後の基本方針では、遊具等子どもの利用度の高い施設等は安全面を確保しつつ計画的な改修更新により施設の維持及び公園清掃等、地域住民との共同により適切な維持管理に努めるとあります。今後の公園の整備計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

3つ目、近年の暑さは災害と言われるぐらい暑く、小中学校におきましても、7月25日まではエアコンが設置をされる予定となっております。公園の中には日陰のない所もあり、避暑できる施設の設置をと考えますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。また、合わせて、特に家族連れで行く場合に、お子さんの汚れた手洗いや特に、赤ちゃんと一緒にいる場合に授乳スペース等があれば大変子育てをしているお母さんたちにとっては大変助かると思っておりますが、この点について、合わせてお尋ねをいたします。

5つ目が、現在では、健康志向や予防の面から、健康づくりを目的とした健康遊具を設置する自治体もふえてきております。国土交通省によりますと、10年前と比べて、危険という点から、箱ブランコは約7分の1に、シーソーは約1割、ジャングルジムは約2割減ったと聞いておりま

す。一方、高齢者向けの健康遊具は4倍近くに増加しているそうです。過去にも、これまで提案をしておりますが、本市において取り入れるべきと考えるが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

6点目が、子育て中の御家族にとって、どこにどのような公園があるか。場所を記載したマップがあれば非常に助かると思います。特に、その写真や場所を記載した公園のマップの作成をしてはどうかと考えますが、以上、6点についてお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 11番、鵜瀬和博議員の公園関係の質問にお答えをいたします。各公園を管理している部署が7課にまたがりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

1番目の質問、現在、市が管理している公園数と所管課の内訳は、それから、目的はということでございます。壱岐市が管理しております公園数は51カ所でございます。内訳といたしまして、建設課が8カ所、農林課は17カ所、観光課は12カ所、水産課は7カ所、こども家庭課は4カ所、教育委員会が2カ所、環境衛生課が1カ所でございます。

次に、目的でございますが、それぞれの所管課で目的が異なっておりまして、建設課の公園につきましても、また、これ、それぞれに目的が違います。休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等を目的といたしております。農林課の所管公園につきましても、農村集落の憩いの場、ふれあいの場として整備をされております。観光課所管の公園は、一部は近隣住民の憩いの場として整備されたものがございしますが、壱岐対馬国定公園として優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としております。水産課所管の公園は、漁港の労働環境及び生活環境を快適で潤いのある場とすることです。こども家庭課所管の公園は、敷地面積の狭い遊休地を子どもたちの遊び場とすることとして活用することでございます。教育委員会の所管の公園は、住民の憩いの広場として整備されております。環境衛生課所管の公園は、広く市民に憩いの場とふれあいの場を提供し、施設の利用を通じて環境美化と意識啓発並びに健康と福祉の増進に資するため設置をされております。

2番目の今後の公園の整備計画はどのようになっているのかとの御質問でございます。新たな公園の整備計画は、現在、ございません。市としては、現在ある公園を安心して利用できるよう、点検、管理体制を充実してまいります。遊具のある公園につきましても、安全に御利用いただくため、点検等に努めてまいります。遊具の更新につきましても、設置費用及び維持経費も必要となりますことから、必要性を十分検討の上、対応したいと考えております。今ある公園施設の充実を図ることで、子育て環境の支援に貢献したいと思っております。

3番目の近年の暑さは災害と言われるくらい暑い。公園の中には日陰のない所もある。避暑で

きる施設の設置をということでございます。避暑できる施設については、パーゴラや東屋が51施設中33の公園でございます。木の木陰等での日陰の確保ができる公園も多くありますので、そこを利用願いたいと思います。

4番目の家族連れで行く場所に、手洗い場や授乳スペースの確保をということでございます。手洗い場につきましては、51施設中42の公園でございます。授乳スペースについては、現在、どこの公園にもございません。これも、設置費用及び維持経費も必要になりますので、現時点での設置は考えておりません。手洗い場につきましては、公園ごとの必要性を調査し、各所管で研究してまいります。

5番目の健康志向や予防の面から、健康づくりを目的とした健康遊具を設置したらとの御質問でございます。確かに、公園で中高年の方が楽しめるストレッチやツイスト、ジャンプ、屈伸などができる遊具が設置されておると聞いております。国土交通省の調査では、10年前に比べ4倍近くにふえているとのこと。しかし、その一方で、健康遊具を使った小学生や幼児が落下したり、衝突したりして、骨折や打撲などのけがを負うケースも報告をされております。健康遊具の対象年齢が中学生以上であり、公園内にあるだけに子どもさんが利用する機会も多く、現時点での設置は考えておりません。

6番目の公園マップの作成をということでございます。現在、公園に特化したマップは作成をしておりません。既存の観光マップや防災マップ等がございますので、公園もその中に入れられないか。各担当部局と工夫をしております。ちなみに、マップではございませんが、壱岐市のホームページの中に、市民部の管轄の中に、結婚、妊娠、子育ての中に、スポーツ、自然スポット等の欄がございます。その中に、公園に特化しておりませんが、公園やスポーツ施設の32施設の情報掲載をいたしておるところでございます。今年度リニューアルを行うということで、その折、検討をしたいということでございます。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の公園の数ですけれども、51カ所で7所管に分かれて、それぞれ、目的は違うにしろ、市民のふれあいと憩いの場であることは間違えないかと思っております。

それで、多分、所管の、大きい公園が取り扱われているのが建設課だったので、部長のほうが多分、答弁をされたんだと思いますが、実際、現在、子育てを推進をされております市民部のほうで、今、多くの保護者のほうから、そういう遊具については、撤去をされたあとになくなっていくということ言われております。遊びに連れて行くにしても、遊具がないと、なかなか、子

どもたちと遊べないというような状況になっていますし、実は、これも、子どもの健やかな成長に寄与するという、教育玩具を扱っております世界的に有名なメーカーが全国的に、お母さん、お父さんに全国の1,600人にアンケートを取ったところ、実は、今の親、昔もそうだと思うんですが、子どもが公園で遊ぶことを重要視しております、子ども自身も体を動かして遊ぶ場として公園を必要としていることが、そのアンケート結果からわかっておりますし、意外に、こうしたニーズを子どもたちが危ないということで、遊具を撤去されて、そういった場が減っているということが、その結果で出ております。

それと、そういう危険ということから、親が子どもを公園で遊ばせることに対する安全安心の面から、最近では、昔は、公園というのは、子どもたちが自分たちで行って遊んでいましたけども、親子で一緒に遊ぶ機会が、昔に比べてふえているそうです。これも、1メーカーのアンケートですから、実際、壱岐に適合するかということとはわかりませんが、私の回りの方々については、ぜひ、公園の遊具を、あんまり大きいのは要らないから、特に小さい子どもたちが遊べるような遊具を設置してほしいというような要望がありました。先ほど、永田部長の答弁では現状の公園については、今後、今の施設で充実をしていきたいということをおっしゃいましたが、じゃ、具体的に、どのように充実をされていくのかお尋ねをいたします。

それと、避暑地と家族連れの手洗い場等につきましては、全部とは言えませんが、ある程度の設置をされておりますので、ただ、いろいろ修繕が必要なところ等もあるやにはお聞きしておりますので、その管理を十分にさせていただいて、子ども連れ、そして、お年寄りから子どもまで十分に遊べる公園になることをお願いを申し上げます。再度、その点について御答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

○建設部長（永田秀次郎君） 鵜瀬議員の再質問にお答えをいたします。

各公園の遊具につきましては、必要性を十分検討した上で、今ある公園の施設の充実を図りたいと。よって、各担当部局におきまして、必要性を十分検討の上、対応したいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 現状の施設を充実するのではなくて、関係部局によって、そういった市民の皆さんの意見を聞きながら、こういった遊具を設置すればいいとか、付帯施設をすればいいというのは、今後、研究検討していくということによろしいですか。ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。また、健康遊具につきましては、確かに、国土交通省をはじめ、子どもが中学生以上の利用というふうになっておりますので、危険という部分もあるかもしれませんが、今、人生100年時代と言われている中で、高齢者の方をはじめ、結構、皆さん、歩け、歩けをしてまして、ウォーキングを。そのついでに、健康増進の上からも、そういった遊

具を設置してはどうかと思いますが、先ほどの部長の御答弁では、危険だからしないという御答弁をいただいたと思うんですが、その点について、例えば、それを扱う高下部長とか、そして、石尾部長あたりはどのようにお考えですか。その健康遊具について。遊具は、それぞれ所管。いいですかね、私が示していいでしょうか、議長。

じゃ、遊具は多岐にわたる。遊具というか、公園が多岐に、所管にわたるものですから、これからの、市民100年時代の上で、やっぱ。市民の皆さんが健康であるためには、そういった部分も必要じゃなかろうかと。健康増進のいろんな講座とかされていますが、合わせて、自分の健康はみずから自分でつくり出すということもあってはいいんじゃないかと思うんですが、その点については、所管が違いますけどよろしいでしょうか、議長。

○議長（小金丸益明君） 公園を所管する担当部長、それぞれにお願いします。高下保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 私ども、保健環境部のほうでは、たかのはら公園を1カ所管理をいたしておりますが、健康づくりの面から申しますと、現在、高齢者等、そして、市民の皆様にも運動をしていただくということで歩くことに参加をしていただくようにしております。そして、施設の中で、公民館等、老人クラブ等で、施設の中でも運動をしていただくように、ヨガとか、していただくようにしておりますが、そのような中で、健康づくりの中で、公園でもそういう健康づくりが必要ということがあれば、これから検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 市民部関係の公園につきましては、こども家庭課のほうで、児童向けの4カ所の小さな公園を所管いたしております。そちらのほうには、以前は遊具等もございましたけれども、もう古くなって危険なものにつきましてはもう撤去しているところでございます。

こういう箇所は、もう、現在、あまり使われていないような状況でございますので、今のところ、整備する予定はございませんけれども、鶴瀬議員がおっしゃいます高齢者とかの健康遊具につきましては、今のところ、こども家庭課のほうでは考えていない。現在の所管する公園では考えていないところでございます。

○議長（小金丸益明君） 鶴瀬議員。

○議員（11番 鶴瀬 和博君） 先ほど、当初の答弁で永田部長も言われたとおり、今後の公園のあり方については、それぞれ周辺の関係者の意見を聞きながら充実させていくということを言われましたので、ぜひ、今回は永田部長が答弁をされましたけれども、7課にわたる公園。それぞれ目的も違いますが、市民の、やはり、健康増進という部分では一緒ですし、子どもからお年寄りまでがそういう形になるということがありますので、今後の公園のあり方については、十分、調査研究をしていただければと思っております。

やはり、実は、ある小児科の先生が言われているんですけども、公園とは、子どもが危険を察知する力を学び、できないことに挑戦して達成する喜びを学ぶ場所だと。防ぐべきは、子どもが予測できない危険だけでいい。遊具をとにかく撤去しようとする動きは事なかれ主義であるということをおっしゃっていますので、もちろん、危険な箇所については撤去をして、その次にどうするかという部分については所管課、そして、特に子どもの関連する教育委員会、子育て市民部のほうで、所管の建設課と合わせて御協議をいただければと思います。

そこで、今後、どちらにしろ、公園につきましては、平成29年3月に策定をされました公共施設等総合管理計画が、今、できております。このあと、その後、3年かけて各所管課において、再度、長期的な視点を持って公共施設の更新、統廃合、耐震化、長寿命化計画等を行いながら実施計画をつくる予定になっておりますので、十分、そのあたりも勘案していただきながら、市民のふれあい憩いの場となるように充実をしていただければと思います。

そこで、公園というのはそれぞれ地域に設置をされた場所でもあります。先ほども言いましたとおり、災害があれば避難場所の一つとしてなります。実は、今後のことをお聞きしたいんですけども、もう一点、先ほど、第6番目の質問で、現在、ホームページで、結婚、妊娠、子育て応援サイトを開設をされております。もちろん、ホームページ、そしてフェイスブック。これは、今年度、リニューアルということですけども、こういうホームページ、フェイスブックを開設するのはいいんですけども、一番大事なのは、旬な情報、更新が大事と思うんですね。ずっと、内容を見ていると、全然、中の更新はされておられません。日付も去年の3月とか、そういう状況であります。何年かに1回、お金をかけて更新のたびに内容をかえるのではなくて、その担当課が、やはり、そういった旬の情報があれば、そこにアップしていただくということですけども、この所管課は市民部でよろしいですね。

ぜひ、今年度とは言わず、情報発信の一つとして旬な情報を発信していただくようお願いを申し上げます。これは、妊娠、子育て応援サイトだけに限らず、市の情報発信については、常に、それぞれの今の現状では、所管課がそれぞれアップするようになっておるようですので、十分、そのあたりの情報発信については、市長のリーダーシップのもと、ぜひ、していただければと思います。

実は、公園管理につきまして、今は委託がほとんどだろうと思いますけども、新潟県の先進地であります上越市の事例について、ちょっと、ここで、皆さん方にお知らせをしたいと思います。上越市では、地元と市が共同で公園を整備するマイミニパーク事業というのに取り組まれております。

この事業では、広場の整地や照明等、植栽などの基本的な施設を市が整備をし、遊具やベンチ、花壇などの設置や整備後の維持管理を地元が担います。地元が一定の役割を担うことで地域コミ

ユニティーの醸成にも成果が期待されるということです。また、地域活動支援事業を活用して、住民団体や公園遊具の整備や更新を行っている事例も複数の地域で見られるそうです。

確かに、先ほど部長も言われましたとおり、公園の整備や維持管理には費用がかかります。予算面での課題は看過できません。しかし、市では、今後、公共施設等総合管理実施計画を策定し、市が管理する遊具等の計画的修繕に取り組みられます。また、そこでは、地元と市でパークパートナーシップ協定を提携し、除草やトイレの清掃、施設の点検などを地元に分担していただく取り組みも行っているようにございます。現在、小学校におきまして、壱岐市では、まちづくり協議会設立に向けて地域住民の理解と協議を進めるために説明会等開催をされております。

まちづくり協議会では、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりを地域が一体となり協議し、自己決定、自己責任のもと、それぞれの抱える課題解決に向けた取り組みを実行することを目的とされております。市としても、地域担当職員や集落支援員配置、拠点施設となる公共施設の場所提供、まちづくり計画に基づく資金の交付、人、物、金の3つの支援をしていくとなっております。

校区内の人口が減少する中で、観光体験メニューの開発、農産物の加工販売などの自主的な収益事業に加え、今後、身近な公共施設運営のためにも、将来的に、校区内にある施設の指定管理や公園管理運営など、上越市のように、市からの委託事業とする考えはありませんか。これは、あくまでも、まちづくり協議会が自主的に収益事業として個々の施設を管理をしてくれないかと言われた場合に限ると思うんですが、すぐにはとしかないとはいえませんが、この点について、今後のまちづくり協議会と市のあり方について、再度、お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の、今、公園の利用等々についての御質問がございました。

まさに、今、上越市のことにつきましても、初めて、私、お聞きをしたわけでございますけれども、上越市の説明を聞きながら、まさに、今、まさにまちづくり協議会だということを感じておったわけですが、そのことを鵜瀬議員みずから、いみじくも言われたわけでございます。これは、やはり、今、鵜瀬議員が言われたように、地域にある公園をいかにするか。それは、先ほどから申されますように、災害時の避難場所、あるいは、子どもの遊ぶ場所、親子のふれあいの場所、それぞれの、いろんな機能があると、私はこういうふうに思っております。

そういった中で、今の御質問のまちづくり協議会と公園の管理運営等々については、やはり、市とまちづくり協議会を通じた地域コミュニティーが有機的につながっていく必要があると思っております。これについては、すばらしい御提言だと思って受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 自分の校区内にある公園はおらが公園というような意識づけのためにも、今後、実施計画をする上で、どんな遊具を設置するかとか。どういう公園にしたらいとか、充実するかとか。ぜひ、まちづくり協議会の中にも御意見を聞いていただいて、将来的には、市長も言われましたとおり、委託管理事業までいければ、そこの町は活力ある町になるんじゃないかなというふうに思っている次第であります。

また、今後、公園に限らず、島内の多目的トイレの改修が、改修というか、設置を、今、洋式トイレをはじめ、されておりますけども、現在、オストメイト対応トイレって御存じですかね。要は、人工肛門とか、人工膀胱をつけられている方の処理をするためのトイレが、多分、壱岐にはないんじゃないかなと思うんですけど、そういったもの勘案してつくっていただく。費用もそうかからないとお聞きをしております。つくっていただければ、人に優しいまちづくりもできますし、市長がいつも言われております誰一人残さない持続可能なまちづくりというふうに言われております。どんな方が来ても、いつも優しく受け入れる壱岐市であるためにも、そういった部分についても十分協議することも重要じゃなからうかと考えておりますので、ぜひ、そういう機会があった場合には、ぜひ、その部分もオストメイト対応トイレの設置も含めて、あと、もう一つは、先ほど1カ所もなかった授乳用のスペースも一緒に設置していただくことを御検討をいただければと思います。

なかなか、人口が減る中で公共施設の維持管理については、費用だけはかなりかかっております。更新も含めて、そして、廃止という部分も、時には舵を切らなければならない場合があるかと思いますが、そこは十分いろいろ多くの方々関係者の意見を集約しながら、ぜひ、実効性のある公共施設等管理実施計画の策定をできることを切に願っております。また、それぞれ、今、動き出しているまちづくり協議会に設置した動きが大きな波となって、それぞれの地域が、また、昔のような活気ある町になるように、私も心からお祈りをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（小金丸益明君） 次に、9番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 音嶋 正吾君） 通告に従いまして、9番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。大きくは3点でございます。令和になりまして、楽しい、喜ばしい報告も受けております。2020年、来年は東京オリンピックの年であります。3月26日に聖火リレーが福島県をスタートします。そして、20番目の開催地として長崎県。5月8日、9日に、聖火が本市にもま

います。8日の日が聖火リレーの時であります。大いに盛り上げて、市政の浮揚のために生かしていければと考えております。

まず、第1点目の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金についてお尋ねをいたします。当制度は、事業を創業される方、また、事業を拡大する方に、それぞれ国から50%の交付金、県、市で25%、事業者が25%負担をして雇用創出に寄与するための事業であります。本制度は御承知のとおり、2017年4月1日に時限立法として成立をし、2027年3月31日まで10年間の時限立法であると思っております。老岐市の場合は、老岐島の本土と若宮、原島、長島、大島が裁定をされております。大変、離島のためにはありがたい制度ではございます。ただし、ここで我々が手放しで喜べないことがございます。

皆さん方は、伝家の宝刀みたいに言っておられますが、私は、国の交付金の額が最高で、輸送コスト支援事業で60%、滞在型推進事業で55%、雇用拡大で50%、航路運賃で55%というふうに、例えば、航路運賃の軽減化、航空運賃の軽減化は市と県が45%折半をするようになっておりますと申しますと、市町村の、物すごく財政事業が逼迫しておる中で45%の支出金を出すというのは非常に厳しい。国の交付金は55%であります。一般的に、地方債の過疎債は70%であり、辺地債は80%の補助額であります。そして、これは普通交付税の交付対象であります。基準財政事業額に盛り込むことができます。そうした場合に、今、市町村が、県、市が負担しております負担額が、果たして、基準財政事業額には、私は盛り込めないから、特別交付税として盛り込めるのかどうか。まず、その点についてお尋ねをいたします。

そして、この制度が、今現在、本年5月末現在で、創業と、いわゆる、継続事業。これをカウントした場合、交付対象事業費が10億9,631万5,000円になっております。そして、国から交付される特別交付税措置額が5億914万9,000円、県が1億1,529万円、市が1億6,469万円、事業者負担が3億860万4,000円と、市、県の補助額がかなり税金から投入をされております。

そうした折に、やはり、私が先ほど申しましたが、手放しで喜べないというのは、この県、市負担が特別交付税で充当されるのかどうか。その件についての見解を求めたいと思います。そして、私が連休期間中に、この認定をした事業所へ訪問をいたしました。その事業所へまいりまして、一つ、事業主の方から私たちにもっと頻繁に事業所を訪れていただきたいということの御提言がございました。

認定をして、認可をしていただいた。そして、その認可をした事業がどういうふうな経緯でなされておるのかをつぶさに皆さん方が見ていただきたいと。議員さんたちもどんどん来ていただきたいというような御指摘がございました。そして、我々が今開発しておる商品、これを手にとって、そして、口にして、そして、事業の状況、そして、雇用の常態を見ていただきたいという

ような、本当に、事業者の方が我々に投げかける切実な意見であったらと思います。

我々は、壱岐の振興発展のために市のほうに申し込む気持ちはなかったと言われました、その方は。しかし、この事業は、国境離島新法の、いわゆる、意に沿った事業であるので申し込まれませんかというような提言があったと言われました。そして、申し込む時は、5年間、事業の継続補助事業が予定されますよというような含みの話をいただいたということでもあります。そうしましたら、ことし、3年目になりますので、提出をしたら認可はできないと。昨年で打ち切りであるというような発言をされた。私は、この制度は、雇用並びに地域の、いわゆる、産業のブランド化、そして、事業所がない中で少しでも雇用の場を創出するためにこうした制度があると考えております。

そうした面で、今申し上げました1点目の、いわゆる、創業交付金の発行額が、今申し上げたのと私と差がないと思いますが、その件に関して答弁。そして、所管の部署が認定をしたところに、果たして、現地調査をしておるのかどうか。この件に関して。そして、市町村負担分が特別交付税で交付されるのかどうか。その件に関して。これが3点目ですね。そして、4点目に、いわゆる、事業補助金の額が、今、壱岐市の場合、2年で打ち切りになっております。これは、今後もそのように2年で全て打ち切るのか。審査をされた上でなされていると思いますが、その件に関してお答えを願いたい。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 音嶋議員の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金関連で、4点の御質問がございましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の交付金活用事業の件数と交付金額等についてでございます。済みません、音嶋議員が言われた数値をちょっと書きとめておりませんので、こちらのほうで持っている創業拡大事業の件数と国費、県費、市費等について説明をいたします。

平成29年度は創業3件、事業拡大21件で、国費1億5,923万2,000円。県費、市費それぞれ3,980万8,000円で、補助金総額は2億3,848万8,000円となっております。平成30年度は、創業4件、事業拡大22件で、国費1億1,476万8,000円、県費、市費、それぞれ2,869万2,000円で、補助金総額は1億7,215万2,000円となっております。

30年度につきましては、国の予算の関係もあり、別に地方創生推進交付金に財源振り替えをした事業もございます。本年度につきましては、創業3件、事業拡大20件の事業費、事業所申請ベースで、国費1億2,214万5,000円、県費、市費、それぞれ3,053万6,000円、補助金総額は1億8,321万7,000円となっております。

次に、2点目の事業効果検証調査等についてでございますが、本事業の効果検証につきましては、事業実施者に対しまして雇用が計画どおり達成され、また、継続して行われているかどうかの雇用実態調査を年4回実施しております。

事業効果を図る指標といたしまして、事業実施者ごとの交付金の事業計画に業績指標が設定されております。事業実施主体である市は、毎年度、事業年度終了後に事業計画に設定された業績指標の達成状況を調査し、必要な助言指導等を行うことにより、事業計画に記載された事業が、より効果的に実行されるよう努める必要がございます。

そのため、交付金の交付年度期間中の事業実施者に対しましては、事業計画の遂行に関する相談や助言指導及び訪問を必要に応じて行っております。

また、交付年度期間終了後の事業実施者につきましても、今後、業績指標の達成状況を確認のため、事業者の訪問、相談等を行うように計画しております。

次に、3点目の交付税の措置関係についてお答えをいたします。

本交付金事業につきましては4事業がありまして、それぞれ負担割合も異なりますが、市の負担額に対しましては、特別交付税が措置されるものとなっております。

雇用機会拡充事業の市負担分、市負担額12.5%につきましては、全額を特別交付税措置の基礎数値として報告しており、算定額は、市負担分の2分の1となっておりますが、実際に幾ら配分されるかは、特別交付税でございますので把握できないものとなっております。

なお、基準財政需要額は普通交付税の算定基準でございますので、こちらへの算入はされておられません。

次に、4点目の交付金の活用年数についてでございます。

本交付金事業の実施要領における雇用機会拡充の計画期間は、原則1年間となっております。ただし、国の基本方針に記載されている島と国内外との間で人が交流し、物・金の対流と島内経済の拡大を生み出すような事業に合致し、地域社会の維持にとって重要な事業については、計画期間を最長5年とすることができると記載されております。

壱岐市では、提出された計画書につきまして事前確認等を行い、事業実施候補者としての選定や複数年事業として受け付けを行うかどうか、審査会を図り決定をしております。

複数年事業として受け付けた事業につきましては、毎年度、採択の可否判断が必要となります。判断の内容でございますが、1点目、事業者全体における雇用者数が、前年度の補助金交付決定日よりふえていること。2点目、翌年度計画で交付対象としている、交付対象費と計上している人件費の対象となるもの以外の雇用創出効果が見込まれること。3点目、事業開始年度末における当該事業の必要経費が赤字であることの3点が条件とされております。

また、複数年の年数を3年以上とすることで、後年度以降の新規創業や事業拡大を希望する事

業者が予算枠の関係で不採択になる可能性もあることから、本市といたしましては、より多くの事業者の本制度を活用していただきたいと考えておりますので、原則2年間としており、各事業者へ交付対象期間についても通知し、また、説明済みでもございます。

これまで選定されました事業は、情報通信業、宿泊業、飲食業、農水産業、食品加工業、製造業などとさまざまな業種となっており、壱岐市内の活性化と雇用創出に寄与している事業と考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） わかりました。要するに、市負担、県負担分は特別交付税で措置をされておるであろうということですね。細目はわからないということで理解をします。

そして、ここで市長にひとつお願いなんですけど、やはり、地方の財政状況は非常に厳しいものがあります。人口減少の中で、市税、やはり住民税もどんどん減ってきます。そうした中で、本当に地方が再生するためには何が必要か、やはり、もっと国の交付金の原資の額を上げていただけないだろうか、これ、一朝一夕にできることではないというようなことはわかっております。

やはり、離島の置かれている、いわゆる国益に対するそうしたもろもろの事案の中で、いわゆる議員立法として制定したものと考えておりますので、なお、弱い立場のこの離島、地方に対しては、もっと目を向けていただけないかということを、逐次お願いをしていただきたいというふうに思っております。

そして、いわゆるこの事業の認定においては、チャンスを与えるために、多くの業種に算入をいただくために2年としたというような、チャンスを与えるために2年としておるといような見解を示されました。

私は、壱岐の総合的に、今から未来に対して何が壱岐らしさを醸し出せるのか、そこら辺を念頭に置いて、やはり、あと7年間ございますね、10年の時限立法ですので、そうした中で審議会も慎重に審議をしていただき、仮に、この認定した中でこの10年の中に、事業をやめるとか、そういうことがないように、監視、監督をしていただきたいなというふうに思っております。

今、申しましたように、市長も英断をされ、こうした補助金を出しておられるわけでありますので、今、市補助金だけでも5月末で1億6,346万9,000円、企画振興部長の言われた数字は間違っておりません。それだけ出しておられるわけでありますので、いわゆる少ない投資で多くの効果を生むように、今後、進めていただきたい、そのことを願って、次の質問に移ります。

道路整備のあり方についてお尋ねをいたします。

少子高齢化、人口減少が加速する現下の社会情勢において、私は安全安心なインフラ整備が最

も大事なことでないかと考えております。

壱岐市の建設課にお尋ねをいたしましたところ、国道・県道の総延長は106.703キロメートルあると、これを、壱岐から直線距離になりましたら、北九州市の小倉区役所ぐらまでの距離が、いわゆる国道・県道の総延長であるということでもあります。

そして、市道の総延長はと申しますと、1,326.482キロメートル、これを壱岐市から直線距離で申しますと、北海道の、約、函館市役所までの距離になろうかと思えます。これは私も、一応、インターネットで調べてみましたんで、距離的には間違いないと思えます。そうした道路延長が今ございます。

そうした中、私は、この今の道路事情を見ておりましたときに、一番危惧しておりますのが、道路の側面の雑木が、道路に覆いかかっていると、茂っていると。そうしたために、観光バスの運転手さん、特に向こうからきた運転手さんは、グレードの高いバスを島内、市内に持ってきておられます。傷がつくということでもあります。なるほどなというふうに思えます。

そしてまた、私も感じるわけですが、見通しが悪く、そして道路のセンターライン、そして路側帯のラインが消えておりましたら、非常に走りにくい。特に、もう私も60歳を過ぎ、還暦を過ぎましたら、若干、老化現象も入ってまいります。そしたら、視力が落ち、動体視力も落ちます。明暗に対する順応性も落ちます。両眼の目のバランスも落ちて、距離感というものも若干判断しづらい状態になります。よく、絵を描いて、目を入れた画竜点睛をすれば、目は輝きます。

私が、道路で路側帯のライン、そしてセンターラインを走ったときに、ラインが入っているところは、それこそは、壱岐市の方向性みたいにぱっと見えます。ベクトルがわかります、ここに行くんだと。その線がなかったら、どこに行っていくか、ふらつとして、僕はこの間、土手にぶつかりそうになりました。もう、僕もそういう年になったということでもあります。

皆さんも、ここの中にもいらっしゃると思えます。今、特に道路の、いわゆる公共交通網が発達しない壱岐市において、高齢化率が約40%近くになっておるんです。

そうしたときに安全に、やはり少しでも移動手段が不便でありますので、自己の車を運転したいという皆さんも多ございます。そうした折に、やはり交通事故防止のためにも、私は道路をつくる、今から新設する公共事業のあり方ではなくて、道路の悪いところを補修する、強靱化する、そしてまた、こうして見通しのいいように道路の側面を伐採して、展望の開けた未来に向かって開ける壱岐市であるような道路整備のあり方をさせていただきたい。

以前にも市長のほうにお願いをいたしておりましたが、道路パトロール隊、道路の状況を掌握するためにも、パトロール隊を設けて、やはり、この少子高齢化の時代に対応した道路政策をとっていただけないだろうかということで、これは市長の政策判断でありますので、市長のほうに答弁をいただきたいなと思っております。

以上の件に関しまして、答弁を願いたい。

○議長（小金丸益明君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 9番、音嶋議員の道路整備のあり方についての御質問にお答えをいたします。

少子高齢化、人口減少が加速する現下の社会状況において、安全安心で快適なインフラ環境の整備、提供が求められると考えるということでございます。

壱岐市における道路整備につきましては、緊急車両の通行が困難な箇所や、視距、見通しが悪く危険な箇所の整備を優先して進めております。

また、先ほどもございましたが、通学路を初めとする歩道整備につきましては、バリアフリーの観点から車道と歩道の段差のないセミフラット方式の設計で整備を進めております。

また、橋梁、舗装、のり面、トンネル等の道路施設の維持管理につきましては、それぞれ維持管理計画を策定しております。その計画に基づきまして、計画的に点検、補修工事を進めているところでございます。

今後におきましても、議員の御意見のとおり、住民の方が安全安心して利用できることを最優先に考えて、整備を行っていきたいと考えております。

次に、施設の強靱化対策、危険箇所の整備を重視する、維持管理型公共整備に移行すべきとの御提案でございます。

議員が申されますことは、十分に理解をいたしております。道路の雑木につきましては、現在、観光地へ向かう道路及び1・2級路線で重要な道路につきましては、市で伐採をしております。

また、その他の路線につきましては、毎年100自治公民館、100を超える自治公民館の皆様方の御協力により、高枝伐採を行っております。

路側帯のライン、センターラインにつきましては、毎年整備予算を確保し、年2回に分けて引き直しを行っております。

老朽化した施設の強靱化対策につきましては、維持管理計画に基づき、先ほども申しましたが、橋梁、舗装、のり面等を計画的に点検・補修工事を進めてまいります。

まだ、未整備の重要路線もございますので、改良工事と並行しながら、今まで以上に維持管理に力を入れていきたいと考えているところでございます。

次に、道路維持パトロール隊の創設の御提案でございます。

現在、道路維持管理及び工事改良等の現場に、職員が毎日、いずれかの現場に出向いております。また、自治公民館からの要望箇所も多いことからの現地調査に出向く機会も大変多くございます。その折に並行しながら道路のパトロール調査をしている状況でございます。あらためての

パトロール隊の創設は考えていないところでございます。

しかしながら、現在、平成27年度から災害発生時における壱岐市と壱岐市内郵便局の協力に関する協定を結んでおります。このようなことから、道路パトロールの件につきましても、壱岐市内郵便局に御協力いただけないか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員にお答えいたします。

3点目の件でございますけれども、今、道路パトロール隊の件については、今、部長が申したとおりでございますけれども、私は、道路の維持管理は、現在、自治公民館において、年に2回行っている、いわゆる道づくり、これが究極の道路維持パトロールの役割を果たしているものと思っているところでございます。

道づくりのとき、例えば道路に不具合があると、そのとき見つからない場合、道路をパトロール隊が一通り見て回る、パトロールでは、とても見つかるはずないと思うからであります。

今後は、小学校区単位でまちづくり協議会も立ち上がります。地域の課題、これは、当然、道路についてもでございます。あわせて、ただいま部長が申しました郵便局を初め、協力いただける機関があれば、いろんな視点でのパトロールができると考えておりますので、あえて現時点で道路パトロール隊を創設するということは考えておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） わかりました。いわゆる道路パトロール隊に関しては考えていないと、地域の皆さん方が、それぞれにパトロール隊になっていただきたいと、そして、他の行政機関との共助を進めて、役割を果たしていただきたいということで理解をしたい。

ですから、自治会長さん等から、そしてまた地域協議会から上がってきたことに関しては、今後、迅速に対応をして、イエスかノーか、できるのかできないのか、はっきりさせて、住民のニーズに応えていただきたい。

そして、センターラインとか、これはぜひとも伐採とか、ぜひとも予算を今以上にふやしてください。もう高齢者の皆さんたちが、高齢化率が約40%になっているような壱岐の島です。私自身も、なかなか先を見ておっても、見通しが暗いような道を走るよりか、ラインのはっきりした道を走ったら、ふらふらしません。人間もそうでしょう。指し示すベクトルがぴしゃっとしとったら、そこに向かって行くじゃないですか。

ぜひとも、市長査定のときに、そういう予算を切らないように、ぜひとも願いたい、そのことをお願いをいたして、次に移りたいと思います。建設部長、よろしくお願いしますよ。

次に、前議会に続いて質問いたしますが、磯焼け対策についてであります。

御存じのごとく、壱岐市では、ウニ、アワビ、サザエ、バフンウニ等の磯根資源は、一種観光の目玉的存在であり、観光産業を初めとする地域産業に対する貢献は大きいものがございます。

磯根漁業で生計を立ててある漁業集落においては、磯根漁業の存続が懸念されるとともに、限界集落化しつつあるのも事実であります。

本年、壱岐市は植食性生物のイスズミの駆除費用を今年度予算で計上されております。しかし、計上された努力は認めますが、これが、磯焼け対策にすぐに寄与するという、自然との相手でありますので、なかなか厳しいものがございます。

ですから、壱岐も今後どうしていくのか、短期的にどうするのか、中期的にどうするのか、長期的にどういうふうにするのかという計画を、ぜひとも策定をしていただきたい。

私はここに、対馬市対馬沿岸藻場再生計画というのを持っております。平成30年の10月に策定をされております。非常に中身が濃いものがございます。

いわゆる計画をして行動を起こす、いわゆるPDCAのサイクルをうまく取り入れております。ぜひとも、これ、参考にさせていただいて、部長、漁師と一体となって、これの策定をして、やはり目標をどこに置くのかということを確認して進んでいただきたいと思います。

そして、また、私は藻場再生のためにたいしょうを設置して、以前も言いました、植食性生物の食害防止を施して、中間育成をして、成熟したカジメ、アラメを育て、それを転地する、各磯に転地する、そうした事業化も国のほう、県のほうに働きかけて、一步踏み出していきたい。

そしてまた、ガンガゼ被害も、大変甚大であります。ガンガゼの産卵は約6月であります。それまでに駆除をしないと、なかなか効果は上がらないというような専門家の意見も聞いております。

しかし、今、この前も申しましたが、長崎県の漁業規則では、アクアラングでとることは禁止をされております。水深によって制限を受けております。しかし、毒ウニを、例えば——ガンガゼのことですね、毒ウニ——それを駆除すると、素潜りではとても厳しいなという面がございます。

市長、実態に合った、やはり人間が決めた漁業規則であり、全ての規則がございまして。矛盾するところがあれば、やはり提言をして変えていただきたい。そして、そのように思っております。

そして、イスズミの件に戻りますが、やはり今、イスズミの駆除には補助金を出しておる。そしたら、その駆除した魚は無料で入ってきます。ただです、原料代は。

対馬市は一步進んでおります。漁師の皆さん方もどうかして元の海に返そうじゃないかという
ような取り組みも、私は必要じゃないかと思えます。

対馬の漁協女性部連絡協議会の会長さんの犬東ゆかりさんって方がいらっしゃいます。イスズ
ミの料理を研究して、もう既に20種類ほどのメニューをつくって、例えばハンバーグとか、蒲
焼きとかミートソースとか、南蛮漬け、フライ、団子汁とか、いろんなあれをつくっておられま
す。

ですから、やっぱりこうした逆転の発想というのを、やはりあるんだよということを、漁協の
皆さん方にも啓蒙をして、行政と漁師さんが一体となって問題の打開のために、ぜひとも私は取
り組む必要があると考えております。

まずここまでについて、市長、僕はあえて市長に提案をいたしております。そうですか。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 9番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

磯焼け対策について、早急な対策が求められており、藻場再生に向けて、早急にアクションを
起こすべきとの御意見でございます。

磯焼けにつきましては、本市水産業の大きな問題であり、水産業のみならず、他産業にも影響
を与えている問題であると考えております。

これまでの本市の磯焼け対策につきましては、国の事業であります離島漁業再生支援交付金事
業や、水産多面的機能発揮対策事業によりまして、市内各漁業集落で漁業者の皆様が、みずから
ガンガゼ等の植食性動物の駆除、母藻の設置などの磯焼け対策に取り組んでいただいているとこ
ろでございます。

藻場再生に向けてアクションを起こすべきとのことでありますが、現在、それぞれの立場で磯
焼け対策を積極的に取り組まれておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、市の取り組みとしては、イスズミによる食害が顕著で被害が多いため、緊急にイ
スズミを駆除し、個体を減らすことで生態系のバランスを戻す必要があると判断し、本年度新規
事業として磯根資源回復促進事業を実施しております。

5月末現在で1,500尾を超えるイスズミを漁業者に捕獲していただいております、引き続き、
イスズミの駆除を推進してまいります。

また4月に入り、振興局担当者、各漁協担当者等により、磯焼け対策ワーキンググループを設
置し、壱岐周辺海域の現状把握や、磯焼け対策についての情報交換等を実施しております。

次に、漁協の取り組みとしましては、4月に壱岐市漁業共同組合長会により、長崎県知事に対
して、磯焼け対策の原因である植食性動物の駆除等に関する支援の拡充について要望書が提出さ

れております。

また、現在、各漁協におきましても、磯焼け対策の具体的な取り組み方法が理事会で検討されているとお聞きをいたしております。

次に、各漁業集落の取り組みとしましては、これまでの国の事業による磯焼けに対する活動に加えまして、磯焼け対策等、磯焼け対策の先進地であります五島市崎山地区等への視察、イスズミトラップ等による捕獲方法の検討、仕切り網での藻場造成等の検討も、具体的に進められております。

このような市、漁協、漁業集落の取り組みに対しまして、県も全面的に御協力をいただいております。

特に、本市から長崎県水産試験場に周辺海域の継続的な潜水調査の依頼をしましたところ、快諾いただき、本年度は8月上旬に実施していただくようになっております。今後は潜水調査により、各地域の藻場の状況を把握し、磯焼け対策につなげていきたいと考えております。

議員もおっしゃいますように、磯焼けの問題は一朝一夕で解決できるものではございません。しかしながら、本年度に入り、このように、磯焼け対策の機運が高まっている状況でございますので、今後もさらに行政機関、漁協、漁業者等との連携を密にし、1日も早い藻場の回復に向け、磯焼け対策、藻場造成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 私も、谷口部長の並々ならぬ決意を目の当たりにいたしましたので、期待をしておきます。お願いします。漁村集落の生死がかかっております。お願いをいたします。

最後に、私、きのう、おととい、福岡へ行きました折に、ジャンルに漁業のジャンルを探したんです。ないんです。農業、環境はあるんですが、ないんです。

そして、ずっと見ておりましたら、1冊の本に出会いました。「荒くれ漁師をたばねる力」と。萩大島船団丸代表坪内知佳さん、この人の取り組みに感銘をいたしまして、ゆうべは一睡もしないで2回読みました。

その中で、私が一番感じたのは、何でも同じですが、小さな羽ばたきが世界を変えるんだよと、いわゆるバタフライ現象といいます。ブラジルで1羽の蝶が羽ばたけば、空気をかきまぜて、1カ月のちにはテキサスで竜巻が起こる、こうした理論であります。

また、ファーストペンギンの話にも触れておられます。ファーストペンギンというのは、やはり海の天敵でありますシャチ、アザラシ、サメがいる中で、誰か1匹飛び込めば、集団心理で皆、

飛び込むわけです。

だから、そういう先駆者になっていただきたい。ぜひとも漁師の皆さん方は、この本を読んでいただきたい。私は1つの、何かきっかけがあると思います。本体1,400円に税です。それ以上の、以上のものが得られるということを皆さん方に訴えをいたし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす6月20日木曜日午前10時から開きます。

なお、あすも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時25分散会
